

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年8月6日（木）17時00分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき、前回の面談で説明を求めた異常時における放射性物質の放出管理対策に係る説明があった。
 - 異常時としては、減容処理設備の換気空調設備が停止し負圧維持ができなくなった場合が想定され、その際シャッターの隙間から建屋外へ放射性物質が漏えいする可能性があることから、①大気圧の変動による建屋外への放射性物質の散逸、②風による建屋外への放射性物質の散逸の2ケースについて試算を行った。試算の結果、敷地境界の線量評価への影響はいずれも0.0001mSv/年を下回り、周辺監視区域外における線量限度1mSv/年に比べ十分小さいことを確認した。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 放射性物質が漏えいした場合の敷地境界の線量評価への影響が小さいとしても、建屋からの放射性物質の追加的な放出量をできる限り抑制するため、放出管理できるものは管理するという考え方に立つ必要がある。ついては、換気空調設備が停止した場合に、建屋外へ放射性物質が漏えいしていないか監視する方法及び監視中に有意な変動があったときの対処の方法について説明すること。

6. その他

資料：

- 減容処理設備における空調全停時の影響について